

# 村内に集合賃貸住宅を建てませんか？

賃貸住宅の新築・整備に係る費用を補助します。  
村内の住宅供給を増やし、村内への移住・定住を促進します。



## 十津川村民間賃貸住宅整備促進支援事業補助金

【賃貸住宅補助】

- 補助金額** 対象経費の50%  
(1戸あたり150万円以内、専有面積1㎡あたり5万円以内)
- 補助対象** 条件を満たす集合賃貸住宅を新築または整備する個人又は法人
- 対象経費** 賃貸住宅整備工事に要する費用（外構工事費を含む）
- 要件**
- ・1棟2戸以上の長屋又は共同住宅であること。
  - ・1部屋あたりの専有面積が25㎡以上であること。
  - ・各戸に専用の玄関、台所、浴槽付き浴室、トイレがある。 等
- 注意事項**
- ・対象の工事は申請年度内に完了してください。
  - ・工事は交付決定後に着工してください。  
交付決定前に着手したものは、補助金の対象外となります。
  - ・建築基準法、消防法などの要件を確認してください。
- 申請書類**
- ・十津川村民間賃貸住宅整備促進事業補助金交付申請書
  - ・十津川村民間賃貸住宅整備促進事業 計画書
  - ・補助金申請に関する誓約書
  - ・工事予定地の位置図
  - ・建物の配置図、平面図及び立面図、全体及び各戸の求積図
  - ・工事費の見積書その他工事費用の明細が分かる書類の写し
  - ・賃貸住宅の入居条件等を表す書類
  - ・建設予定地の所有または賃貸契約書等建築の許可が得られていることを示す書類の写し 等
- 申請締切** 令和4年10月31日（月）

**※申請をお考えの方は、事前にご相談ください。**

「お問い合わせ」 十津川村役場総務課企画グループ（役場2階）

- 〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1 ●電話：0746-62-0910
- FAX：0746-62-0210 ●メール：[tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp](mailto:tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp)